

## 三島市山田地区地域包括支援センター指定介護予防支援等事業所運営規程

### (目的)

第1条 この規程は、三島市が介護保険法第58条第1項の指定介護予防支援及び同法第115条の45第1項の1の2の第1号介護予防支援事業（以下「事業」という。）の適切な運営を確保するため、三島市山田地区地域包括支援センター（以下「センター」という。）の人員及び運営に関する基準に関して、事業に係る実施方法、人員、実施場所等に関する事項を定め、もって要支援状態にある高齢者等（以下「利用者」という。）に対し、適切な事業を提供するため、必要な事項を定めるものとする。

### (事業の実施主体及び実施場所)

第2条 事業を行う事業所の名称及び所在地は、次のとおりとする。

- (1) 名 称 三島市山田地区地域包括支援センター
- (2) 所在地 三島市川原ケ谷 839-1 三島市老人福祉センター内

### (運営の方針)

第3条 センターは、利用者が可能な限りその居宅において、自立した日常生活を営むことができるように配慮して事業を行う。

- 2 センターは、担当職員を置き、利用者の心身の状況、その置かれている環境等に応じて、利用者の選択に基づき、利用者の自立に向けて設定された目標を達成するために、適切なサービス等が総合的かつ効率的に提供されるよう配慮して事業を行う。担当職員は、利用申込者から介護予防サービス・支援計画書（以下「ケアプラン」という。）の作成を依頼されたときは、適切なケアプランを作成するとともに、事後の経過観察を行い、必要な助言を行う。
- 3 センターは、利用者の意思及び人格を尊重し、常に利用者の立場に立って、利用者に提供されるサービス等が特定の種類又は特定のサービス事業者等に不当に偏することのないよう、公正かつ中立に事業を行う。
- 4 センターは、事業の運営に当たっては、サービス事業者、保健医療福祉に関係する各種相談機関、住民による自発的な活動によるサービスを含めた地域における様々な取組を行う者等との密接な連携に努める。

### (職員の職種、員数及び職務内容)

第4条 センターに配置する職員の職種、員数及び職務内容は、次に掲げるとおりとする

- (1) 管理者 常勤1人  
従業者及び業務の管理を一元的に行う。  
なお、管理者は、次号の担当職員を兼務することができる。
- (2) 担当職員 1人以上  
保健師、社会福祉士、主任介護支援専門員その他事業に関する知識を有する職員は、事業の実施に当たる。
- (3) その他事務職員等 必要に応じて配置  
事業に必要な事務を行う。

### (休業日及び受け付け時間)

第5条 事業の休業日は、三島市職員の勤務時間、休暇等に関する条例（平成7年三島市条例第16号）に定めるとおりとする。

2 事業の受付時間は、三島市職員の勤務時間、休暇等に関する規則（平成7年三島市規則第11号）に定めるとおりとする。

（事業の提供方法及び内容）

第6条 利用申込者は、センターにケアプランの作成を依頼するときは、介護保険被保険者証を提示し、申し込むものとする。

2 担当職員は、前項の依頼を受けたときは、相談等により利用者の状態を十分把握した上で、当該状態に応じた適切なケアプランの原案を作成し、利用者又はその家族に対して説明し、文書により利用者の同意を得なければならない。

3 担当職員は、ケアプランを作成した後において、利用者及びその家族、サービス事業者等との連絡を継続的に行うとともに、利用者の居宅を訪問し、及び利用者に面接して、経過の適切な把握に努めるものとする。

（利用料）

第7条 事業の利用料は、無料とする。

（事業の委託）

第8条 センターは、事業の一部を、事業の業務に関する知識及び能力を有する介護支援専門員が従事する指定居宅介護支援事業者に委託することができる。

（通常の事業の実施地域）

第9条 通常の事業の実施地域は、次のとおりとする。

| 名 称  | 対 象 地 区                                                                                      |
|------|----------------------------------------------------------------------------------------------|
| 山田地区 | （若松町）、（光ヶ丘）、光ヶ丘（1丁目）、光ヶ丘（2丁目）、光ヶ丘（3丁目）、加茂、富士見台、川原ヶ谷（初音）、初音台、川原ヶ谷（山田）、川原ヶ谷（小沢）、（西旭ヶ丘）、旭ヶ丘、三恵台 |

（虐待の防止のための措置）

第10条 センターは、虐待の発生又はその再発を防止するため、次に掲げる措置を講じる。

(1) 虐待の防止のための対策を検討する委員会を定期的に開催し、その結果を担当職員に周知徹底すること。

(2) 虐待の防止のための指針を整備すること。

(3) 担当職員に対し、虐待の防止のための研修を定期的を実施すること。

(4) 前3号に掲げる措置を適切に実施するための担当者を置くこと。

（感染症の予防及びまん延防止のための措置）

第11条 センターは、センターにおいて感染症が発生し、又はまん延しないように、次に掲げる措置を講じる。

- (1) センターにおける感染症の予防及びまん延防止のための対策を検討する委員会をおおむね 6 か月に 1 回以上開催し、その結果を担当職員に周知徹底すること。
- (2) 感染症の予防及びまん延防止のための指針を整備すること。
- (3) 担当職員に対し、感染症の予防及びまん延防止のための研修を定期的を実施すること。
- (4) 前 3 号に掲げる措置を適切に実施するための担当者を置くこと。

(その他運営に関する重要事項)

第 12 条 この規程に定めるもののほか運営に関する重要事項は、別に定める。

#### 附 則

この規程は、令和 7 年 10 月 1 日から施行する。